

足立区民部国民健康保険課
 〒120-8510 足立区中央本町1-17-1
 TEL.03(3880)5851(庶務担当)
 FAX.03(3880)5618
 Eメールアドレス
 kokuho@city.adachi.tokyo.jp
 足立区HPアドレス
 https://www.city.adachi.tokyo.jp/

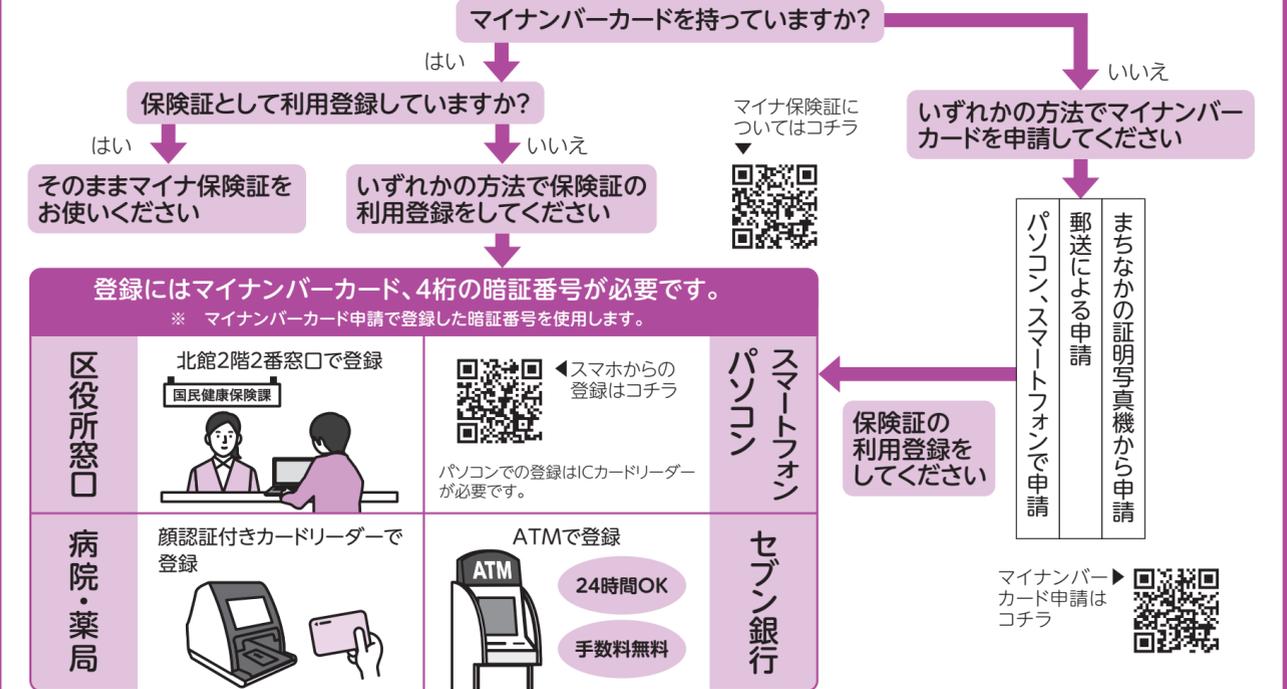
あだち

国保だより

令和6年12月2日以降 マイナ保険証に

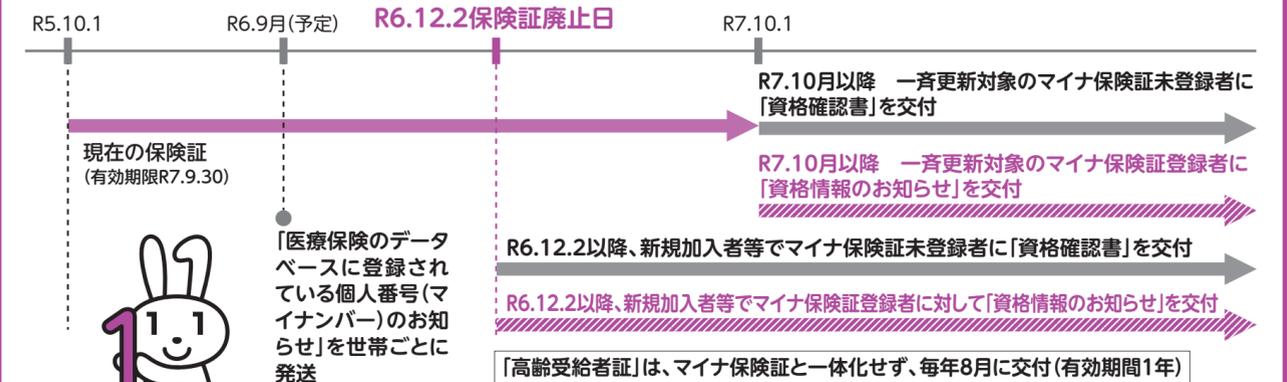
マイナンバーカードに 保険証利用登録を!

現在の保険証は、有効期限(令和7年9月30日)までご使用いただけます。また、廃止日以降にマイナ保険証を利用できない方には、従来と同じように医療が受けられる「資格確認書」を交付します。「資格確認書」の交付方法などは、次回の国保だより等でお知らせします。



マイナンバーカードに関するお問い合わせ ▶ マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 (平日9:30~20:00 / 土日祝9:30~17:30)

マイナ保険証に向けた流れ



【問合せ先】 資格賦課担当 ☎ 03(3880)5240

限度額適用認定証 マイナ保険証で申請不要

マイナンバーカードを保険証として利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。ただし、長期入院で食事代の減額を受ける方は、引き続き「限度額適用・標準負担額減額認定証」の手続きが必要です。

【問合せ先】 給付担当 ☎ 03(3880)5241

特定健診 40~74歳の方へ 年に1回、特定健診の受診を!

自分の血糖値、中性脂肪等バツと浮かびますか? 年に1回、1時間の特定健診で健康をチェック! 今の自分の身体の状態を把握することが健康への第一歩です。

※ 現在通院中の方も受診しましょう

無料

受診券は5月中旬に黄色い封筒でお送りしました。

【主な検査項目】

- 問診
- 身体計測
- 血液検査
- 血圧
- 検尿
- 心電図
- 胸部X線

本来ならば、12,000円相当の検査を無料で受けることができます。

【問合せ先】 保健事業担当 ☎ 03(3880)5018

交通事故にあったときは 届け出が必要です

交通事故など、第三者の行為でけがをして、国民健康保険で医療機関を受診する場合は、事前に給付担当にご連絡ください。「第三者行為による傷病届」を提出する必要があります。

届け出に必要なもの

事故証明書(後日でも可)、保険証、届出人の印鑑

示談の前に相談を

国民健康保険へ届け出る前に示談が成立していたり、相手側から治療費を受け取っていたりすると、国民健康保険では治療が受けられなくなる場合があります。

その他の第三者行為

以下のような場合も給付担当に届け出てください

- スキー・スノーボードなどの衝突・接触事故
- 他人の動物にかまれた
- 工事現場からの落下物などによるけが など

【問合せ先】 給付担当 ☎ 03(3880)5241

ご注意ください! 他の保険に加入したときは国民健康保険をやめる手続きが必要です!

- 社会保険などに加入したときは、原則14日以内に国民健康保険をやめる手続き(喪失届)が必要です。
 - やめる手続きがない場合、保険料の請求が続きます。また届出が遅れると、払い過ぎた保険料の還付が受けられない場合があります(※1)。
- ※1 保険料は、原則として、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して2年を経過した日以降、賦課決定や変更をすることができません(賦課決定の期間制限)。そのため、賦課決定の期間制限に該当すると保険料を減額できないため、支払い済みの保険料を還付できない場合があります。

国民健康保険資格喪失届 ※ 住所・世帯主氏名・電話番号・該当者氏名・生年月日のすべてを記入してください。

住所	足立区							
世帯主氏名	電話番号	自宅						
		携帯						
加他の保険方	S・H・R	年	月	日生	S・H・R	年	月	日生
	S・H・R	年	月	日生	S・H・R	年	月	日生
	S・H・R	年	月	日生	S・H・R	年	月	日生

該当者氏名を記入していても、勤務先の健康保険証のコピーがない場合は手続きできませんのでご注意ください。

口座振替 国民健康保険料の納め方

口座振替が原則です

口座振替の申込方法は、同封のチラシをご覧ください。

引落日は、毎月末日です。

令和6年度 口座振替予定表	
当該月	引落日
6月納期分	7月1日
7月納期分	7月31日
8月納期分	9月2日
9月納期分	9月30日
10月納期分	10月31日

※ 末日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。
 ※ 残高不足等により引落しができなかった場合、翌月の引落日に再度引落しいたします(再振替でも残高不足となった場合、再々振替はいたしません)。
 例) 6月期が残高不足で引落しができなかった場合→7月期の引落日に6月期と7月期を合わせて引落しいたします。

納付書でのお支払い

今回お送りした納付書は、6~10月納期分と全納用納付書です。11~3月納期分の納付書は11月にお送りします。

※ 保険料の金額や納付状況などにより、納付書の枚数は異なります。
 ※ 納付した日によっては、行き違いで督促状が送付されることがあります。

ただし、下記①~⑥すべてにあてはまる場合は、年金からの引落し(特別徴収)になります。

- 世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満
- 世帯主が国民健康保険の被保険者
- 世帯主の年金の年額が18万円以上
- 介護保険料の引落としと合わせた額が年金額の1/2を超えない
- 世帯主が年度途中で75歳にならない
- 口座振替を利用していない

今年初めて年金からの引落としになる方は10月納期分の保険料から引落としになります(令和6年5月1日時点で上記①~⑥にすべてあてはまる方)。

【問合せ先】 収納管理担当 ☎ 03(3880)5242

休日開庁 第4日曜日に行っています

毎月第4日曜日は、本庁舎を開庁して国民健康保険業務を行っております。なお休日開庁日に受けられない手続きもありますので、ご不明な点は事前にお問合せください。

時間 午前9時から 午後4時 場所 足立区役所 北館2階 国民健康保険課

国民健康保険料の納付相談
 滞納整理第一係・第二係(1番窓口) ☎03(3880)5243
 ☎03(3880)5244
 ☎03(3880)5019

国民健康保険の加入・脱退、保険証
 資格賦課担当(2番窓口) ☎03(3880)5240

国民健康保険料の支払い
 収納管理担当(3番窓口) ☎03(3880)5242

国民健康保険の各種証明書発行
 庶務担当(4番窓口) ☎03(3880)5851

限度額適用認定証、療養費、高額療養費、
 出産育児一時金、葬祭費、特定疾病療養受療証
 給付担当(5番窓口) ☎03(3880)5241

国民健康保険資格喪失届をすべて記入して切り取り、勤務先の健康保険証(国保をやめる方全員分)のコピーと国民健康保険証を同封して、ご郵送ください。
 ※ 郵送料、コピー代は自己負担となります。

【郵送先】
 〒120-8510 足立区中央本町1-17-1
 足立区 国民健康保険課 資格賦課担当

リサイクル適性(A)
 この印刷物は、資源物の一部としてリサイクルできます。

通知書の見かた

- 本紙と一緒に年度当初の国民健康保険料決定(変更)通知書をお送りしています。
- 保険料が変更になった場合は、その都度通知書をお送りします。
- この見開きページの内容のお問合せ先は 資格賦課担当 ☎ 03(3880)5240 です。



120-8510
足立区中央本町一丁目17番1号

足立区長 近藤 弥生 印

AA BB 様

賦課決定日 令和 6年 6月 1日
記号番号 21-00-0000

国民健康保険料決定(変更)通知書

あなたの世帯の国民健康保険料を本書記載のとおり通知します。

通知発送日 令和 6年 6月 12日
この通知書は 令和 6年 6月 1日 現在の情報で作成しています。

※本年度保険料の決定
※保険料算定基礎額の判明による保険料の決定・変更

※お届けの口座から引き落としいたします。

1. 世帯の保険料 令和 6年度

今 回	医療分保険料	支援金分保険料	介護分保険料	前 回	医療分保険料	支援金分保険料	介護分保険料
所得割	318,054	102,480	56,640	所得割			
均等割	220,950	74,250	33,000	均等割			
切捨額	0	0	0	切捨額			
減免額	0	0	0	減免額			
年 額	539,004	176,730	89,640	年 額			
	介護調整分				介護調整分		
	合計保険料				合計保険料		
	805,374				805,374		

2. 各期のお支払い額 令和 6年度

納める金額	今回決定/変更後	前回/変更前	口座振替の内容
普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
4月期	*****	*****	銀行
5月期	*****	*****	普通
6月期	80,604	80,604	0
7月期	80,530	80,530	0
8月期	80,530	80,530	0
9月期	80,530	80,530	0
10月期	80,530	80,530	0
11月期	80,530	80,530	0
12月期	80,530	80,530	0
1月期	80,530	80,530	0
2月期	80,530	80,530	0
3月期	80,530	80,530	0

※普通徴収…納付書または口座振替
※特別徴収…年金天引き
※年度途中で加入・脱退した場合は月割になります。

氏 名	保険料算定年度・基礎額	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考	個人別保険料概算
AA BB	2,400,000	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		414,500
AA CC	0	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		82,100
AA DD	1,260,000	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		210,374
AA EE	所得情報不明	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		65,600
AA FF	0	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		32,800

※取得・喪失の手続きは14日以内にお済ませください。国民健康保険は、会社等の健康保険に加入しても自動的に喪失の手続きは行われません。特に、国民健康保険をやめる手続きが大幅に遅れた場合、過払いとなった保険料をお返しできないことがあります(国民健康保険法110条の2)。

***** 保険料の計算方法は裏面に記載してあります *****

1人ずつの保険料を計算した場合の参考例

端数調整や限度超過額を考慮していないため、世帯の合計保険料(⊕)と一致しない場合があります。

4 令和6年度の保険料の計算方法ははこちら

※ 令和5年度の保険料(計算方法、合計保険料)も記載

ア 医療分保険料	イ 支援金分保険料	ウ 介護分保険料	エ 合計保険料
<p>均等割額</p> <p>1人あたり 49,100円 × 加入者数 (5年度 45,000円、前年度比 +4,100円)</p> <p>所得割額</p> <p>今年度の加入者全員の保険料算定基礎額 × 8.69% (5年度 7.17%、前年度比 +1.52P)</p> <p>1世帯の年間限度額</p> <p>65万円(前年度 65万円)</p>	<p>均等割額</p> <p>1人あたり 16,500円 × 加入者数 (5年度 15,100円、前年度比 +1,400円)</p> <p>所得割額</p> <p>今年度の加入者全員の保険料算定基礎額 × 2.80% (5年度 2.42%、前年度比 +0.38P)</p> <p>1世帯の年間限度額</p> <p>24万円(前年度 22万円)</p>	<p>均等割額</p> <p>1人あたり 16,500円 × 40~64歳の加入者数 (5年度 16,200円、前年度比 +300円)</p> <p>所得割額</p> <p>今年度の40~64歳の加入者の保険料算定基礎額 × 2.36% (5年度 2.23%、前年度比 +0.13P)</p> <p>1世帯の年間限度額</p> <p>17万円(前年度 17万円)</p>	<p>今年度の年額保険料</p> <p>※ 納付は6月納期分から3月納期分の10回に分割</p> <p>上限額</p> <p>106万円(前年度 104万円)</p>

令和6年度 例えば、40代の夫婦、65歳以上の方、20代の方と就学前の子の5人世帯で保険料算定基礎額が366万円の場合

Ⓐ(上記の家族の医療分保険料の5人分) + Ⓑ(上記の家族の支援分保険料の5人分) + Ⓒ(上記の40代の夫婦の介護保険料分) = **805,374円** (前年度比 +98,010円)

※ 令和5年度の均等割額、所得割額の料率で計算してみると

464,922円	156,522円	85,920円	707,364円
----------	----------	---------	----------

1 納付義務者は世帯主

世帯主が国民健康保険以外の健康保険に加入している場合でも、**納付の義務は世帯主にあります**(保険料は国民健康保険加入者分のみ計算されています)。

2 月ごとの保険料はこちら

納める金額
これから納めていただく金額を表示
すでに納めている納期分には「ノフズミ」と表示

今回決定/変更後
今回の通知で新たに決定(変更)した保険料

前回/変更前
保険料に変更があった場合に、変更前の保険料を表示

3 保険料算定基礎額

令和5年中の総所得 - 一律 43万円 = 保険料算定基礎額

※注意
「所得情報不明」と表示の方
令和5年中の所得が確認できない状態です。未申告の方は令和6年1月1日に住民登録があった区市町村で申告してください。申告済みの方は、所得が確認でき次第、変更通知書をお送りします。

保険料がかかる月に印を記載しています。
 ◎ 介護保険料を含んでいる月
 ○ 介護保険料を含んでいない月
 ☆ 旧被扶養者減免に該当している月
 ▼ 旧被扶養者減免(所得割のみ減免)に該当している月
 ● 「未就学児」の均等割額軽減に該当している月
 ■ 産前産後期間の保険料軽減に該当している月

保険料の改定額が例年より大きい理由

- ① 医療給付費が増加していること
- ② 後期高齢者支援金が増加していること
- ③ 保険料負担軽減措置を見直したこと

これまで保険料軽減を目的とし、区の財源を投入してきましたが、国の指導により、段階的に投入額を減らしていかなければなりません。

国民健康保険制度の安定的な運営のため、ご理解をお願いいたします。

保険料が軽減される場合があります

1 令和5年中の総所得が一定基準以下の世帯(手続き不要)

世帯の総所得で軽減の判定を行います。収入がない場合でも課税課へ申告してください(令和5年度分も含む)。

軽減判定日 4月1日 ※ 新規加入世帯は適用開始日

■判定基準と軽減割合

軽減対象となる所得の基準	均等割額の軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)以下	7割軽減
43万円+29.5万円×被保険者数(※2)+10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)以下	5割軽減
43万円+54.5万円×被保険者数(※2)+10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)以下	2割軽減

※1 一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金などの支給(60万円超(65歳未満)または110万円超(65歳以上))を受ける者。ただし、公的年金などに係る特別控除(15万円)後は110万円を125万円と読替えます。
 ※2 国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方がいる場合には、移行した方も含めて判定します。年金所得のある65歳以上の方(令和6年1月1日現在)は、年金所得額から15万円を差引いて判定します。

2 失業された方(手続き必要)

対象 離職日現在、65歳未満で下記コード表に該当する方
※ 特例受給資格者及び高年齢受給資格者は対象外

軽減内容 離職者の前年の給与所得を $\frac{30}{100}$ とみなして計算

軽減期間 離職の翌日から翌年度末まで
※ 雇用保険の失業給付などを受ける期間とは異なります。また国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き保険料軽減の対象となりますが、国民健康保険をやめると終了します。

届出 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知(離職票は不可)をお持ちのうえ届出
※ 郵送希望の方はお問合せください。

■雇用保険受給資格者離職理由コード表

対象者	離職理由コード
特定受給資格者	11・12・21・22・31・32
特定理由離職者	23・33・34

※ 離職理由コードは雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知をご確認ください。

3 就学前の子ども(手続き不要)

就学前の子どもに係る均等割額の5割を軽減します。また、前年の総所得が一定基準以下の世帯が受けられる軽減対象世帯の就学前の子どもについては、下記の通り上乘せして軽減されます。

所得が一定基準以下の世帯の軽減割合	総軽減割合
7割	8.5割
5割	7.5割
2割	6割

4 産前産後の方(手続き必要)

出産した方、または出産予定の方は、届出により保険料が免除されます。

対象 令和5年11月1日以降に産出(予定)した方で、免除対象期間に足立区の国民健康保険に加入している方
※ 妊娠期間が85日以上の方が対象です。
※ 早産・流産・死産(人工中絶を含む)の場合であっても、妊娠期間が85日以上であれば対象です。

免除期間

- ・単胎妊娠の方の場合
出産予定月または出産をした月の前月から4カ月
- ・多胎妊娠の方の場合
出産予定月または出産をした月の3カ月前から6カ月

届出 母子健康手帳をお持ちのうえ、足立区役所北館2階 国民健康保険課2番窓口へ
※ 郵送でも届出できます。ご希望の方はお問合せください。
※ 区民事務所では届出できません。

今年度40歳になる方

~介護保険料のお支払いが始まります~

40歳の誕生日(1日生まれの方はその前月。以下同じ)から介護保険料がかかります。7月2日以降に誕生日を迎える方は、今回の決定通知書では計算されていないため、誕生日に介護保険料を追加した金額を「保険料変更通知書」でお知らせします。

【1月10日生まれの場合】
40歳に到達する1月分から介護保険料が追加

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

保険料変更月の中旬頃に、介護保険料を追加した保険料変更通知書をお送りします。

…介護保険料なし …介護保険料あり

今年度65歳になる方

~介護保険料のお支払い先が変わります~

65歳になる誕生日の前月分(1日生まれの方はその前々月分)までの介護保険料は国民健康保険料と一緒に年10回に分けて納めていただきます。

【7月10日生まれの場合】
4月分から6月分までの3か月分の介護保険料は国民健康保険料と一緒に年10回に分けて納めます。

国民健康保険課			国民健康保険課									
4月	5月	6月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
例:介護保険料月額1,300円×3か月分=3,900円			3,900円を390円×10回に分けて国民健康保険料と一緒に納付									
※ 金額は実際とは異なります。												

誕生日以降の7月から3月までの9か月分は介護保険課に納付

※ 国民健康保険料と一緒に納める介護保険料と、介護保険課から通知される介護保険料の対象月は重複していません。

今年度75歳になる方

~後期高齢者医療制度に移行します~

75歳になると「後期高齢者医療制度」に移行しますが、誕生日の前月までは国民健康保険料がかかります。その分の国民健康保険料は10回に分けて納めていただきます。

※ 国民健康保険料と「後期高齢者医療制度」保険料の対象月は重複していません。

【10月10日生まれの場合】
4月分から9月分までの国民健康保険料が発生

国民健康保険					後期高齢者医療制度						
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4月から9月まで6か月分の国民健康保険料が発生					10月から3月までの6か月分は「後期高齢者医療制度」で保険料が発生						

6か月分の国民健康保険料を10回に分けて納付

※ なお、今年度75歳になる方おひとりりで国民健康保険に加入している場合は、支払回数異なります。